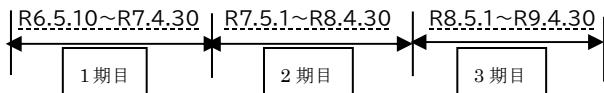


Q1. 助成期間の3年間とは、いつからいつまでですか？

A. 最初に受診した月から起算して3年間です。

例)令和6年5月10日に治療を開始した場合

治療開始



助成終了

※1期の途中で上限額に達した場合、2期の申請は令和7年5月1日からになります。

Q2. 一般不妊治療を既に受けていますが、申請できますか？

A. 治療中であっても申請できます。

各期(1期ごと)終了の翌月末までに申請してください。

1期分まとめてでも構いませんが、2期または3期まとめて送らないようにご注意ください。

例)令和6年5月10日に治療を開始した場合

第1期助成期間

令和6年5月10日～令和7年4月30日

提出〆切→令和7年5月31日まで

Q3. 県外の病院で治療を受けましたが申請できますか？

A. 県外の病院で受けた場合も、助成の対象となります。

Q4. 治療を中断した場合、申請はどうなりますか？

A. 治療を中断した期間も助成期間に含まれます。

Q5. 医療機関を重複している場合でも申請できますか？

A. 重複している場合でも申請できます。

申請の際は重複しているすべての医療機関における医師証明書が必要となります。

Q6. 不妊治療に関わる(助成対象となる)費用を具体的に教えてください。


A. 医療機関での支払い、及び薬局での支払いが対象となります。(医師の証明書作成にかかる文書料は対象とはなりません。なお、医療機関によって文書料は異なります。その他、入院時の食事療養費等一部対象外となる費用もあります)

Q7. 高額療養費とはなんですか？

A. 医療機関や薬局への1か月の支払額が自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を支給する制度です。限度額は所得によりア～オの区分があります。

(注)「限度額適用認定証」を医療機関で提示するかマイナ保険証で受診すると窓口での支払いが自己負担限度額までにおさえられます。

「限度額適用認定証」の取得には事前の申請が必要ですが、マイナ保険証で受診する場合は「限度額適用認定証」の作成は必要ありません。

(注)詳しくは高額療養費制度を利用される皆さまへ(厚生労働省ホームページ )をご覧ください。

Q8. 付加給付金とはなんですか？

A. 健康保険組合や共済組合などが、あらかじめ定めてある1か月分の医療費の自己負担限度額を超えた費用を払い戻す独自の制度です。組合によって制度の有無や基準が異なります。

(注)所得や支払額によっては高額療養費には該当せず付加給付金のみ支給される場合もあります。

(注)一部負担還元金、一部負担金払戻金、家族療養費付加金など名称が異なる場合もあります。



浜田市 一般不妊治療費 助成制度

お問い合わせ先

● 浜田市 子ども・子育て支援課
(子育て世代包括支援センター)

〒697-0016 島根県浜田市野原町 859-1

TEL (0855) 22-1253 (直通)

● 各支所 市民福祉課

・金城支所 (0855) 42-1235 ・旭支所 (0855) 45-1435

・弥栄支所 (0855) 48-2656 ・三隅支所 (0855) 32-2806